

能代市総合体育館等公衆無線 LAN 利用規約

（目的）

第1条 この規約は、能代市総合体育館及び二ツ井町総合体育館（以下「体育館」という。）における利用者の利便性の向上を図るため、本市が民間のサービスを利用して整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（サービスの内容）

第2条 無線 LAN を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、体育館において無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

2 無線 LAN の SSID は、「Noshiro_city_Wi-Fi1」及び「Noshiro_city_Wi-Fi2」とする。

3 無線 LAN の利用料金は無料とする。

（利用の記録及び制限）

第3条 本市は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MAC アドレスの管理等を行い、これにより特定の WEB サイトへの接続を制限できるものとする。

2 本市は、取得した情報を、無線 LAN の利用状況の調査や内容の充実、利用者からの問い合わせ対応に利用する。また、アクセスポイントごとの利用人数、利用時間帯、利用端末、及び利用言語に関する情報は、個人が特定できない情報に処理した後、第三者の利用に供することがある。

（利用時間）

第4条 無線 LAN を利用することができる時間は、体育館の開館時間内とする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用時間を変更することができる。

（利用者の要件）

第5条 利用者は、個人又は体育館利用団体とし、これらを除く法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（遵守事項等）

第6条 無線 LAN に接続するスマートフォン等（以下「接続機器」という。）は、利用者が準備するものとする。

- 2 利用者が利用する接続機器及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。また、端末の設定は利用者の責任で行うこととする。
- 3 利用者は、他の体育館利用者の迷惑とならないよう十分に配慮して利用するものとする。
- 4 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守しなければならない。
- 5 利用者はこの規約に同意の上、無線 LAN に接続したときに表示される Web ブラウザに必要な事項を入力し、利用の申込みを行うものとする。

（利用の停止）

第 7 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- （1）次条第 1 項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合
- （2）前号に掲げる場合ほか、この規約の規定に違反した場合
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市長が判断した場合

（禁止事項）

第 8 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）他者又は本市若しくは体育館の財産、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- （2）前号に掲げる行為のほか、他者又は本市若しくは体育館に不利益又は損害を与える行為
- （3）他者又は本市若しくは体育館を誹謗中傷する行為
- （4）公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- （5）犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- （6）選挙運動その他これに類する行為
- （7）宗教又は政治に関する行為
- （8）性風俗に関する行為
- （9）ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
- （10）認証情報を不正に使用する行為
- （11）コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じ、又は無線 LAN に関連して使用する行為又は提供する行為
- （12）通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数のものに大量のメールを送信する行為
- （13）ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為

- 2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が、本市若しくは体育館、又は利用者本人若しくは他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者は、無線 LAN の利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の運用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責事項)

第10条 市長は、無線 LAN のサービスの内容、利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者の接続機器のコンピュータウイルス感染等による被害又はデータの破損、漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、本市は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線 LAN への接続設定は利用者が行うものとする。この場合において、接続機器の種類、基本ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LAN サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第11条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和3年8月2日から施行する。